

令和2年4月見直し予定の基準緩和型通所サービスの利用期間に関するQ&A

NO	種別	担当係	質問	回答	適用年月日
1	ミニデイ運動型	地域ケア推進課 地域支援係	利用期間を更新することはできるのか。	<p>【初回利用】</p> <p>サービス事業者は、3か月の利用経過時に基本チェックリストの活用により、利用者の心身の状態を確認し、確認後当該基本チェックリストの写しをいきいき支援センターに状況報告(モニタリング)時に提出する。更新の可否の判定は、いきいき支援センターが行う。事業対象者相当の状態である場合は、利用期間を更新することができる。</p> <p>事業対象者非該当相当の状態である場合は、6か月以降の更新不可とし、残り後半3か月間はサービス終了後の自主的・継続的な取組への支援をする。</p> <p>6か月時の判定においても更新不可判定となった場合はサービス利用終了となる。</p> <p>【継続利用】</p> <p>利用期間の更新は直近3か月。3か月毎の基本チェックリストの活用による判定を行い、初回利用と同じ手順をとる。</p> <p>事業対象者相当→更新可 事業対象者非該当相当→更新不可 更新不可判定が2回連続となった場合はサービス利用終了。</p>	令和2年 4月1日
2	ミニデイ運動型	地域ケア推進課 地域支援係	利用期間を更新した場合のケアプラン作成時期はどうなるのか。	<p>3か月ごとの判定において、更新可であれば、次の6か月のプランを作成。</p> <p>※利用期間更新は3か月であるが、次の判定で更新不可となってもその後の3か月は利用可能であるため、6か月のケアプランを作成。</p> <p>※ケアプラン有効期間中の判定が更新可の場合はケアプラン変更不要。</p> <p>3か月毎の判定結果が前回と異なる場合は、ケアプランを変更する。</p>	令和2年 4月1日
3	ミニデイ運動型	地域ケア推進課 地域支援係	利用期間を更新できるとしたことにより、事業の目的は変わるのか。	<p>事業の目的は変わらず、利用者の心身状態の維持・改善を図り、利用終了後は自主的に継続して介護予防に取り組んでいただけるよう支援することを目指している。</p>	令和2年 4月1日
4	ミニデイ運動型	地域ケア推進課 地域支援係	3か月ごとの判定により更新不可となった後、状態の悪化が見られた場合、再利用することはできるか。	<p>当該判定の3か月後に実施する判定において、更新可であれば引き続き利用できる。</p>	令和2年 4月1日
5	ミニデイ運動型	地域ケア推進課 地域支援係	3か月ごとの判定において活用した基本チェックリストはどこに提出するのか。	<p>写しを2部用意し、1部を事業者が保管し、もう1部をいきいき支援センターに状況報告(モニタリング)時に提出し、原本を従来通り地域ケア推進課に提出する。</p>	令和2年 4月1日

NO	種別	担当係	質問	回答	適用年月日
6	ミニデイ 運動型	地域ケア 推進課 地域支援 係	更新回数の制限はあるのか。	事業対象者相当の心身の状態であれば更新できるので、更新回数の制限はない。	令和2年 4月1日
7	ミニデイ 運動型	地域ケア 推進課 地域支援 係	3か月ごとの判定で更新不可となった場合、事業対象者の判定も非該当となるか。	3か月ごとに実施する基本チェックリストは、利用更新の可否を判定するものであり、事業対象者の判定更新のためではないため、取り消されるものではない。	令和2年 4月1日
8	ミニデイ 運動型	地域ケア 推進課 地域支援 係	サービス終了となった場合、当該利用者が利用している他のサービスはどうなるのか。	要支援1、2・事業対象者の認定及び判定が取り消されるものではないため、ミニデイ型・運動型通所サービス以外のサービスは利用できる。	令和2年 4月1日
9	ミニデイ 運動型	地域ケア 推進課 地域支援 係	サービス終了となった場合、再利用することはできるか。その場合、6か月あける必要はあるか。	サービスを再利用することは可。 但し、状態の改善により、自立した日常生活に取り組むためサービス終了となったことを踏まえ、利用者の心身の状況の変化を十分アセスメントした上でケアマネジメントを必要時実施すること。尚、その際は6か月あける必要はない。	令和2年 4月1日
10	ミニデイ 運動型	地域ケア 推進課 地域支援 係	令和元年度中に利用期間が終了し、再度利用したい場合は、次回利用まで6か月間あける必要はあるか。	令和2年4月以降の再利用については、6か月あけなくてよい。 令和2年4月に、サービス対象者であり、介護予防ケアマネジメントによりサービス利用の必要性が確認され場合は、新たにサービス提供の手続き等を行うことにより利用できる。	令和2年 4月1日
11	ミニデイ 運動型	地域ケア 推進課 地域支援 係	サービス利用開始が令和元年度中でサービス終了予定が令和2年度になる場合の利用期間の更新はどうなるのか。	利用開始から3か月経過時に基本チェックリストの活用により、更新判定を行う。その後の手続きについては、QA NO.1「利用期間を更新することはできるのか」と同様。	令和元年 10月30日
12	ミニデイ 運動型	地域ケア 推進課 地域支援 係	介護予防改善加算の算定はいつするのか。	サービス利用の最終期間6か月間について算定する。	令和2年 4月1日
13	運動型	地域ケア 推進課 地域支援 係	更新後の評価加算の算定はできるか。	更新後も同様にできる。	令和2年 4月1日